【記入例】

※　この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程 | 作成に当たっての留意事項等 |
| △△△指定夜間対応型訪問介護事業運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定夜間対応型訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定夜間対応型訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定夜間対応型訪問介護を提供することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものとする。  ２　利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応し、利用者が夜間において安心してその居宅で生活を送ることができるようにするものとする。  ３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。  ４　地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。  ５　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。  ６　介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。  ７　前６項のほか、「○○市（町）指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年○○市（町）条例第◆号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業の運営）  第３条　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、事業所の訪問介護員等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。  （事業所の名称等）  第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名　称　　△△△  （２）所在地　　○○市○○町○丁目○番○号  （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  （１）管理者　１名（常勤職員）  　　　管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定夜間対応型訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。  （２）オペレーションセンター従業者  　　　①　オペレーター　○人（常勤○人、非常勤○人）  利用者からの通報を受け付ける業務を行う。  　　　②　面接相談員　　○人（常勤○人、非常勤○人）  　　　　　利用者の面接その他の業務を行う。  （３）訪問介護員等　　○人（常勤○人、非常勤○人）  　　　①　定期巡回サービスを行う訪問介護員等  　　　　　定期的な巡回により、排せつの介護、日常生活上の世話等の指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる。  　　　②　随時訪問サービスを提供する訪問介護員等  　　　　　利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる。  （４）事務職員　　○人（常勤○人、非常勤○人）  必要な事務を行う。  （営業日及び営業時間）  第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　○曜日から○曜日までとする。  　　　　　　　ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。  （３）サービス提供時間　午後○時から午前○時までとする。  （４）上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。  （指定夜間対応型訪問介護の内容）  第７条　事業所で行う指定夜間対応型訪問介護の内容は次のとおりとする。  （１）夜間対応型訪問介護計画の作成  （２）夜間対応型訪問介護の内容   1. 面接時等における、利用者又はその家族に対する相談、助言等 2. 利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等 3. 利用者の状況等を勘案し必要があると認められる場合の訪問看護ステーション等への連絡 4. 夜間対応型訪問介護計画に基づく定期巡回による訪問介護サービス（排せつ介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護） 5. 利用者からの随時の連絡に対応する訪問介護サービス（排せつ介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護）   （利用料等）  第８条　指定夜間対応型訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。  なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年３月14日厚生労働省告示第126号）」によるものとする。  ２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道○○円を徴収する。  　　ただし、平成２８年３月３１日までに利用契約を締結した被保険については従前の例による。  ３　前２項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。  ４　指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。  ５　法定代理受領サービスに該当しない指定夜間対応型訪問介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定夜間対応型訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。  （通常の事業の実施地域）  第９条　通常の事業の実施地域は、○○市とする。  （衛生管理等）  第10条　事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。  ２　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  　（１） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。  　（２） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。  　（３） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。  （緊急時等における対応方法）  第11条　事業所の訪問介護員等は、指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。  ２　利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。  ３　利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。  （合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法）  第12条　事業所は、利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。  ２　事業所は、預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫に保管するものとする。  ３　事業所は、合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者へ連絡を行うとともに、警察への届出等必要な措置を行うものとする。  （苦情処理）  第13条　指定夜間対応型訪問介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所は、提供した指定夜間対応型訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　事業所は、提供した指定夜間対応型訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  （虐待防止に関する事項）  第14条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。  （２）虐待の防止のための指針を整備する。  （３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。  （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。  ２　事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。  （個人情報の保護）  第15条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。  ２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。  （業務継続計画の策定等）  第16条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。  ３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （地域との連携等）  第17条　事業所は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。    （その他運営に関する留意事項）  第18条　事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。  （１）採用時研修　採用後〇か月以内  （２）継続研修　　年〇回  ２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することとする。  ３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。  ４　事業所は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。  ５　事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供をさせないものとする。  ６　事業所は、指定夜間対応型訪問介護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。  ７　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、令和○年○月○日から施行する。  この規程は、令和△年△月△日から施行する。  この規程は、令和□年□月□日から施行する。 | ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。  ・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。  ・第２条第５項については令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。  【各市町条例番号】   |  |  | | --- | --- | | 岸和田市 | 平成25年岸和田市条例第8号 | | 泉大津市 | 平成25年泉大津市条例第3号 | | 貝塚市 | 平成25年貝塚市条例第14号 | | 和泉市 | 平成25年和泉市条例第24号 | | 高石市 | 平成25年高石市条例第1号 | | 忠岡町 | 平成25年忠岡町条例第2号 |   ・所在地は、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。  ・随時訪問サービスを他の事業所と提携して提供する場合は、その旨を追記すること。  ・事務職員は、配置する場合のみ記載してください。  ・営業日・営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載してください。  ・利用者に対するサービス提供時間を記載してください。  ・通常の実施地域は事業所の所在市（町）のみとなります。  ・通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。  ・第10条第２項各号については令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。  ・事業所で定めた緊急時の対応方法について記載してください。  ・合鍵の管理方法等については必ず運営規程に含めてください。（別途規程とする場合は、その旨を記載の上、規程を提出してください。）  ・第14条については、令和６年３月31日までの経過措置期間が設けられています  ・第16条各項については、令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。  ・17条については、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合は記載してください。  ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。  ・変更した場合は、履歴を記載してください。 |